

予定価格および最低制限価格の事前公表について

福岡県では、予定価格及び最低制限価格の事前公表を実施中です。平成18年1月1日より、予定価格及び最低制限価格の事前公表対象工事は、すべての建設工事が対象となるので（随意契約は除く）、入札に際しては下記事項に十分留意すること。

なお、予定価格及び最低制限価格は、指名通知書に記載しています。

記

- 1 入札回数は、1回限りとする。
- 2 落札者がいない場合においては、随意契約は行わない。
- 3 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を必ず提出すること。

(別紙『工事費内訳明細書の提出について』を参照)

- ※ 工事費内訳明細書(小明細まで記載されたもの)の提出がない場合は、入札に参加できないので、必ず持参すること。
- 4 最低制限価格を下回る金額での入札は無効となる。
 - 5 予定価格及び最低制限価格は消費税相当額を含んでおり、入札書記載金額との比較は、指名通知書に記載している「入札書比較価格」と「最低制限比較価格」で行うことから、入札書への金額記載にあたっては注意すること。

(参考例) ※消費税率10%の場合

予定価格が 11,000,000 円（入札書比較価格 10,000,000 円）で、最低制限価格が 8,800,000 円（最低制限比較価格 8,000,000 円）の場合

入札書の金額が 8,000,000 円から 10,000,000 円の範囲内でなければ、入札は無効となる。

なお、予定価格以下の価格で入札できない者は、入札前に辞退すること。(辞退届を提出のこと。)